

議案第106号

川崎市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例等の一部を改正する条例

(川崎市市税条例の一部改正)

第1条 川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第8項（見出しを含む。）中「及び法附則第15条の8」を「、附則第15条の8及び附則第62条」に改め、同項に次の1号を加える。

(2) 法附則第62条に規定する条例で定める割合 零

第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の1項を加える。

(寄附金税額控除の特例の対象とする市町村払戻請求権放棄)

38 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして

市長が指定するものとする。

(川崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 川崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年川崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち川崎市市税条例附則第37項を附則第38項とし、附則第36項を附則第37項とし、附則第35項を改め、同項を附則第36項とする改正規定中「附則第37項を」を「附則第38項を附則第39項とし、附則第37項を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例及び個人の市民税の寄附金税額控除の特例を定めること等のため、この条例を制定するものである。